

議 事 録

会議の名称	平成29年第12回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年12月25日(月) 午後3時5分から 午後4時10分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	1 第61号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第62号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) 3 第63号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 4 第64号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 5 報告第49号 農地法第3条の3の規定による届出について 6 報告第50号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 7 報告第51号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 8 報告第52号 農地法第18条第6項の規定による通知
配付資料	1 平成29年第12回本庄市農業委員会総会議案 2 平成29年第12回総会 その他連絡事項 3 平成30年農業委員会手帳 4 平成29年度第2回認定農業者等研修会
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過

発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻を過ぎましたが、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	皆さんこんにちは。今月は昔から言われているとおり師匠も走る師走で

	<p>す。総会は今回と次の1回で最後ですので、「画竜点睛を欠く」ということが無いように、最後まで気を引き締めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。それでは平成29年第12回本庄市農業委員会総会を開会いたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さんこんにちは。清水会長代理のご指摘どおり、今回と次回で最後になってしまい名残惜しいのですが、現農業委員の半数以上が農業委員又は農地利用最適化推進委員として残っていただける予定ですので、心強く思っております。また農地中間管理事業がスムーズに進み、現職の皆さんが後任者に渡せる実績を残せるようにしたいと思いますのでよろしくお願いたします。挨拶に代えさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。 次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。 これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。 (異議なし、の声) 本日は、5番浅見委員と6番小川委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。 それでは、議事に入ります。 第61号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第61号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第61号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。 申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、2件でした</p>

	<p>が、2件とも許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は不要となりました。整理番号1は、受人所有農地で全部効率利用要件を満たしていないと認められたための取下げでございます、整理番号2は、整理番号1と営農型太陽光の一時転用の5条許可申請とセットでの申請であることから、合わせて取下げになったものです。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局説明のとおり、すべての許可申請が取り下げられましたので、第61号議案の審議は不要となりました。はい、間正委員どうぞ。</p>
間正委員	<p>35番間正です。この案件については私の記憶している中で4回目だと思いますが、申請と取り下げを繰り返し、許可相当になったこともあったはずなのですが、何度も申請されるのはなぜですか。</p>
議長	<p>説明申し上げます。受人の経営農地がある〇〇〇農業委員会に照会したところ、全部効率利用要件を満たしていないことが確認できたために、申請しても許可できないということで取り下げしていただいております。事務局より補足説明願います。</p>
事務局長	<p>私より説明させていただきますと、申請書が提出された段階で、〇〇〇農業委員会へ調査依頼したところ、農業委員会事務局の職員が現地に行き、現地の様子をカメラで記録したものを郵送にて回答してもらっております。それを見ますと、今回草は退治してあったのですがけれども、耕起しておりませんでした。遠目で見ると芝生が生えている感じでした。申請者からきれいに耕したので申請すると言われたので、申請書は預かりましたが調査をしたところ、今説明したとおりなので取り下げになっている状況でございます。申請人と受人のそれぞれの法人が、どうしても許可をもらいたいということで再三申請を出す状況が続いているということです。</p>
間正委員	<p>申請が出れば、事務局が引き受けて内部調査をしなくてはならないというのは理解していますが、何としても申請回数が多いということが1点と、実は本庄市で営農型太陽光発電のやり方は初めてだったのですが、このやり方で良いということであれば、不耕作地の解消につながる部分ができるのではないかと楽しみにしていたのです。その矢先、申請と取り下げの数が多かったので質問しました。以上です。</p>
議長	<p>間正委員のご指摘とおり、これができればモデル地区になって良いのではと思いましたが、それ以前の受人の所有農地の全部耕作利用要件が満たされないため取り下げになったということです。</p>
間正委員	<p>分かりました。</p>
議長	<p>皆さん、よろしいですか。 (はい、の声)</p>

	<p>次に、第62号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第62号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第62号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページから6ページをご覧ください。今回の申請件数は、11件です。田1筆及び畑22筆の面積合計32,320㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第62号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第62号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第62号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第63号議案農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第63号議案を説明いたしますので、7ページをご覧ください。第63号</p>

	<p>議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、8ページをご覧ください。申請件数は、4件です。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、山林です。申請事由は、山林活用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。4-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。さらに、本申請は山林への転用でして、レアなケースのため、申請地の状況を報告します。申請地については、申請人とその配偶者の二人で蒟蒻や根菜類を栽培していましたが、高齢とともに農作業が体力的にも厳しくなってきたとのことで、30年ほど前に申請地での耕作を取り止めたそうです。その理由としては、申請地周辺は山林に囲まれているため日当たりも悪く、傾斜がきついので農機具が使えない状況でして、また鳥獣被害も著しく、生産性の低い農地であることから、申請地での耕作を取り止めたとのことです。さらには、周辺の樹木や竹の根の侵入もあり、申請人夫婦での農作業では困難を極め、申請地よりも効率的な農地のみでの耕作にシフトしてしまったことにより、30年の歳月で申請地が山林化してしまったとのことです。今後は、山林として管理していきたいとの申請に至ったとのことです。また、申請書には、顛末書も添付されておりますことを申し添えます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、福田委員の報告をお願いいたします。</p>
福田委員	<p>32番福田です。報告させていただきます。事務局より詳細な説明がございました。4-1の地図をご覧ください。池がございまして、池の北側は、</p>

	<p>〇〇〇〇になっております。申請地は2ヶ所あり、畑でしたが山林化の状態になっております。近隣に迷惑をかけることはないと思います。慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町秋山地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、山林です。申請事由は、山林活用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、福田委員でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。4-2については、農用地域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。さらに、本申請は山林への転用でして、レアなケースのため、申請地の状況を報告します。申請地については、40年ほど前まで、申請人の父親とその配偶者が野菜や麦を栽培していました。その父親は、他の職業を兼ねながらの耕作でした。高齢とともに農作業が体力的にも厳しくなってきましたので、その頃から申請地での耕作を取り止めたとのことです。申請人も、当時は実家を離れて、お勤めをしていましたので、申請地の適正管理ができなかったとのことです。また、申請地周辺は、山林化してしまっていて、鳥獣被害も著しく、生産性の低い農地であることから、申請地での耕作をその頃から取り止めたとのことです。その後は、周辺の竹や木の根が侵入し、それが繁殖してしまい山林化してしまったとのことです。申請人とその配偶者も、70歳間近になり、畑に復元するのは極めて困難なことから、今後は、山林として管理していきたいとのこと申請に至ったとのことです。また、申請書には、顛末書も添</p>

	付されておりますことを申し添えます。以上でございます。
議長	整理番号2について、福田委員の報告をお願いいたします。
福田委員	32番福田です。4-2の地図をご覧ください。この申請地は秋山地内でも〇〇〇でございます。申請地の手前に住宅があると思いますが、この住宅が最後でございます。申請地の南側には住宅はございません。先ほど事務局より説明のあったとおり、申請地の東側は山林と竹林になっており、申請地の周辺は全部山林化しております。近隣に迷惑をかけることはないと思います。慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号3を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、分家住宅用地です。申請事由は、分家住宅建築です。用途地域は、指定なしです。平成29年5月24日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、俣田委員でございます。 申請地は、10ページをご覧ください。4-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅建築であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号3について、俣田委員の報告をお願いいたします。
俣田委員	7番俣田、整理番号3について報告いたします。申請地は相続した土地で、4-3の地図のとおり道を挟んで住宅があります。周辺については迷惑をかけることはないと思います。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。
議長	整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。転用目的は、墓地用地です。申請事由は、墓地拡張整備です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、奥原委員ですが、議事参与制限に該当しますので、清水会長代理に調査をお願いしてございます。</p> <p>申請地は、11ページをご覧ください。4-4については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が墓地拡張整備であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われれます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われれます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありました。11番の奥原委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(奥原委員 退席)</p> <p>整理番号4について、清水会長代理の報告をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。現場を確認しましたが、ずいぶん昔から墓地だったところだと思っていましたが、現在も墓地であり、ブロック塀を設置した時に農地部分を取り込んだのだと思います。申請人によると、いつ墓地にしたのか分からないとのことですが、訂正し、改めたいとのこと。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。奥原委員の復席をお願いします。</p> <p>(奥原委員 復席)</p> <p>次に、第64号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第64号議案を説明いたしますので、12ページをご覧ください。第64号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は、7件でしたが、整理番号7が取下げになりましたので、6件で、所有権移転3件、賃借権1件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、分譲住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、武政委員より報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。5-1の地図をご覧ください。申請地は南側と東側に道路がある角地であり、申請人が耕作をしておりました。このあたりの農地は児玉地域でも珍しく、ゴボウが生産できる農地です。最近姿を見かけないと思っていたのですが、議案書を見ますと老人ホームに入られたようです。現況を確認したところ、かなり草が生えているのですけれども、分譲住宅ができれば改善されると思ひます。皆さまのご審議よろし</p>

	<p>くお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町入浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、分家住宅用地です。用途地域は、指定なしです。平成29年5月24日付けで農振農用地区域から除外されています。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、15ページをご覧ください。5-2については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が分家住宅用地であるため、第1種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、関根延一委員より報告をお願いいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。整理番号2について報告いたします。5-2の地図をご覧ください。申請地は入浅見の西南にあります。渡人と受人は叔父と甥の関係です。美里町に住んでいる渡人の姉の子供が土地を探しており、見つけることができず、弟へ相談に来た時に申請地の土地を案内したそうです。話がまとまり、そこに家を建てるために申請したとのこと。隣にも住宅がある場所です。皆さまのご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p>

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、東五十子地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、飯島委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第2種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、飯島委員より報告をお願いいたします。</p>
飯島委員	<p>2番飯島、報告いたします。受人と渡人は親子関係です。息子が結婚して家族を作り、家を建てるということで良いことだと思います。5-3の地図をご覧ください。場所は、第1種農地ですが、ほとんど住宅に囲まれている場所で、今は家庭菜園としてきれいにはなっておりますが、畑としては使い道が無いような場所でございます。周辺に迷惑をかけることは無いと思います。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域</p>

	<p>となっています。地区担当は、高橋博委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、高橋博委員より報告をお願いいたします。
高橋博委員	29番高橋博報告いたします。整理番号4について説明いたします。受人と渡人に会うことはできませんでしたが、5-4の地図をご覧ください。申請地の周辺は住宅が多く建てられている状況です。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町塩谷地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、奥原委員ですが、議事参与制限に該当しますので、清水会長代理に調査をお願いしてございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、11種農地転用の例外により、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、な</p>

	いものと思われます。以上でございます。
議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、11番の奥原委員につきましては、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(奥原委員 退席)</p> <p>整理番号5について、清水会長代理より報告をお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>14番清水です。この土地は先ほどの4条の墓地の拡張と関連しているのですが、申請地は以前、栗の木や果樹があったのですが、それを伐採し、整地し、測量したところ、4条の墓地の拡張が分かったそうです。申請地には渡人の長男が家を建て、家族を連れて戻ってくるそうです。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>事務局に申し上げます。奥原委員の復席をお願いします。</p> <p>(奥原委員 復席)</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、有料老人ホーム・老人デイサービスセンター用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-6については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政、報告させていただきます。5-6の地図をご覧ください。申

	<p>請地は〇〇〇〇〇〇〇の近くにあり、児玉南土地区画整理地内にあり、第1種低層住居専用地域です。現地確認したところ、畑がきれいになっており、すぐに家が建っても良いのではないかと思いました。皆さまのご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>これより、報告に入ります。報告第49号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第49号を説明いたしますので、21ページをご覧ください。報告第49号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、22ページをご覧ください。専決処分件数は、3件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第50号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第50号を説明いたしますので、23ページをご覧ください。報告第50号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、24ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第51号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第51号を説明いたしますので、25ページをご覧ください。報告第</p>

	<p>5 1号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、26ページをご覧ください。専決処分件数は、7件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第52号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第52号を説明いたしますので、27ページをご覧ください。報告第52号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書の受領件数は、44件です。その通知内容は、28ページから36ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただ今のは、農地中間管理事業による賃貸借契約合意解約通知書を受領し合意解約が成立した報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>委員の皆さまからその他で何かありましたら、挙手により発言していただければと思います。</p>
池田芳野委員	<p>33番池田芳野です。児玉郡市女性農業委員連絡会の活動にて12月9日に児玉小学校で親子料理教室としてつみっこ教室を実施いたしました。また、12月13日には上里町の賀美小学校へ3年生を対象に親子料理教室としてつみっこ教室を実施し、その時は本庄農林振興センターから設楽課長さんも参加していただきました。つみっこ教室では、児玉郡市女性農業委員連絡会の代表者が、児童へ農業委員の仕事内容と郷土料理のつみっこの作り方を説明したことで、小学生におぼろげながら農地を守っていく人たちがいるということを知っていただけたと思います。また、つみっこは親の世代で</p>

	<p>も作らない状況のなか、地元の農産物を使って児童と一緒に料理をしてきましたが、3年生ともなると、料理の作り方に興味を持ち、自ら進んで料理をしていました。それを褒めることで将来自分で料理を作るようになってくれるので良い事業であったと思います。今年度の予定の活動ができましたので良かったと思います。以上です。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>他に発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>その他連絡事項を説明いたします。本日は、10点ございます。</p> <p>まず、1点目ですが、1月総会の開催予定です。1月25日(木)午後2時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。任期満了日前の最後の総会になりますので、感謝状の贈呈と卒業写真の撮影を予定しております。</p> <p>次に、2点目です。農業委員の任命についてでございます。19名の候補者について、市議会へ任命同意議案が提出され、11月29日にすべての議案が同意されました。今後のスケジュールですが、2月10日、土曜日になりますが、この日に任命書交付式と初総会を予定しています。引き続き農業委員になれる方は、ご予定ください。</p> <p>次に、3点目です。児玉地方農業委員会連絡協議会臨時総会についてです。12月26日(火)午後4時から本庄市役所504会議室において、児玉地方農業委員会連絡協議会の臨時総会が開催されます。本連絡協議会役員であります田端会長・清水代理・井上代理の3名と事務局が出席いたします。議題は、連絡協議会規約の一部改正についてです。</p> <p>次に、4点目です。農地利用最適化1・1・1運動の活動実績についてです。推進要領は、3ページ4ページをご覧ください。本年6月総会その他連絡事項で説明しておりますので、簡潔に説明します。この事業は、埼玉県農業会議が要領を定めて、推し進めている事業です。農業委員及び農地利用最適化推進委員1人1人が、1年間で1事例以上をつくれるように活動を行うものとしています。主な活動事例は、農地の有効利用活動、担い手への農地集積・集約化活動、4ページに移りまして、遊休農地発生防止・解消活動、新規参入支援活動、その他となっています。5の事例の留意点ですが、農地に関することや担い手に関することを事例にすること。食育活動や農業体験の実践などは事例としないこと。農地パトロールの実施のみは事例にしないこと。これは、農地パトロールの結果を踏まえて、何らかの活動を実施して</p>

いただくことで、はじめて発生防止・解消活動になるためとなっています。先月までに提出いただきました活動日誌によって取りまとめたものが、5ページ6ページのとおりです。事例の次に1・1・1運動と括弧書されているものは、この運動の対象事例になることを示しています。また、交付金活動と記載されているものは、農地利用最適化交付金の対象活動になることを示しています。これらの活動事例を参考にして、農業委員1人1人が1事例以上の活動に取り組んでいただきますようお願いいたします。4ページの下段をご覧ください。この活動事例は、毎年、4月末日までに取りまとめて埼玉県農業会議に報告することとなっております。1ページにお戻りください。4の(3)その他ですが、前回の報告以降の活動日誌を1月総会時に提出くださいますようお願いいたします。

次に、5点目です。農業委員会手帳についてです。平成30年用をお手元に配付させていただきました。スケジュール管理等にご活用ください。その他ですが、手帳1ページ目の農業委員会憲章や手帳後半の農業委員会法・農地法等の目的・3条許可基準・農地所有適格法人要件・遊休農地に関する措置・転用許可基準など、是非ともご一読いただきたいと思います。

次に、6点目です。農業者年金説明会についてです。1月18日(木)午後1時30分から埼玉ひびきの農協本店1階ひびきのホールにおいて、農業者年金説明会を開催します。対象者は、農業者年金の制度を含めて詳細説明希望者25名となっています。7ページをご覧ください。こちらが、加入推進活動の成果となっています。1ページにお戻りください。説明員については、埼玉県農業会議の榊原相談員を予定しています。

2ページをご覧ください。次に、7点目です。農業委員会新年会についてです。1月25日(木)午後6時から埼玉グランドホテル本庄において、新年会を開催いたします。来賓としての招待者の確認ですが、恒例により、記載の方々に案内通知を26日付けで発送したいと思います。

次に、8点目です。平成29年度第2回認定農業者等研修会についてです。お手元に配付してありますリーフレットをご覧ください。2月8日(木)午後1時から深谷市花園文化会館アドニスにおいて、認定農業者等研修会が開催されます。主催は、埼玉県農業会議等となっています。魅力に満ちたブランド品づくりと地域農業戦略と題して、講演が行われます。参加無料ですが、事前申込みが必要ですので、出席する場合は、総会閉会後に事務局へ連絡ください。

次に、9点目です。総検校塙保己一先生遺徳顕彰会の会費納入についてです。この顕彰会の設立目的は、総検校塙保己一先生の遺徳及びその事績を顕

	<p>彰するとともに、塙先生の精神を普及し、もってすべての人が住みやすい地域づくりと文化の向上発展を目指すものとなっております。毎年、恒例により、個人会員としての年会費を納入するものでして、一人あたり1,000円を慶弔費積立金から支出させていただきます。また、顕彰会事務局から預りましたので、お手元に会報誌第30号を配付させていただきました。</p> <p>次に、10点目です。その他として、田端会長の1月末日までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。皆さまから、その他連絡事項で何かありましたら、挙手にて発言をお願いします。</p>
林委員	<p>18番林です。その他連絡事項の4の(3)その他で活動日誌を1月総会時に提出することになっているのですが、私は1月25日の総会が終わってファイルが必要になりますが、ファイルごと提出してよろしいですか。</p>
高山補佐	<p>はい、全員の方がファイルごとの提出をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。1人1活動を必ず記載してください。埼玉県農業会議に提出いたしますのでよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p>
堀口委員	<p>25番堀口です。農業者年金説明会は、通知が届いた対象者本人以外の参加も可能でしょうか。</p>
中村主査	<p>農業者年金説明会の案内通知には、関心のある方も一緒に参加してくださいとの内容が記載されており、対象者本人以外の参加も可能です。</p>
事務局長	<p>他にご質問ございますでしょうか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>発言がないようですので、その他連絡事項を終わります。</p> <p>最後に閉会の言葉を井上会長代理からお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>これで平成29年第12回本庄市農業委員会総会を閉じたいと思います。お疲れ様でした。</p>

平成29年第12回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年12月25日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後3時5分
閉会時刻	午後4時10分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人	議席 番号	農業委員氏名	出欠 状況	議事録 署名人
1	津久井伊知衛	出席	〇〇〇〇	20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席	〇	24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席	〇	25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	欠席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	
16	井上 孝	出席		35	間正 始	欠席	
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
主査	古澤 千恵子
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏